

院内感染対策のための指針

1、院内感染に関する基本的な考え方

あねとす病院（以下「当院」という）は、安心して安全な良質な医療を提供し、信頼関係の医療・看護・介護を目指していきます。今日、患者様の高齢化が進む中、種々の薬剤の多様化や患者様自身の抵抗力の減弱により、院内感染のリスクが高まる傾向にあります。当院は、このことをふまえつつ、院内感染防止対策を病院職員が習得、習熟し、この指針に則った医療を患者様に提供できるよう取り組みます。

2、院内感染対策のための委員会等の組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策を総合的に企画し、実施するために、各部署から選出された委員で構成される感染対策委員会を設置し、毎月1回定期的に委員会を開催する。また必要に応じ臨時に同委員会を開催する。年2回以上の感染対策委員会メンバーによる院内巡視にて院内感染防止対策を推進する。

3、院内感染対策のための病院職員に対する研修に関する基本的方針

病院職員の感染対策に関する習得向上を図るために、感染対策に関する院内研修を年2回行うほか、必要に応じて実施する。

4、感染症発生状況の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及び蔓延の防止を図るために、病院における感染症の発生状況を、感染情報として病院職員に周知するほか、必要に応じて院内外のリアルタイムな情報共有に努める。

5、院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、感染対策チームが速やかに現状の確認、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止する。状況は随時感染対策委員長を通じ病院長に報告する。届出義務のある感染症患者の発生した場合は、法律にしたがい行政機関へ報告する。

6、患者等に関する指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、患者又はご家族の方へ感染対策への理解と協力を得るために、院内掲示や病院ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

7、病院における院内感染対策の推進のための必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、「感染対策マニュアル」を不断に整備し、病院職員への周知徹底を図ります。

平成25年12月3日

特定医療法人 好文会 あねとす病院 病院長